

認可外保育施設とファミリー・サポート・センターの 両方を利用されている会員の皆様へ

令和元年（2019年）10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されます。

ファミリー・サポート・センター事業は、認可外保育施設として、無償化の対象となっていますので、お知らせします。

対象者

○次の(1)～(3)をすべて満たし、施設等利用給付認定(※)を受けた方

- (1)認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育事業を利用していない
- (2)平成31年4月1日時点で①または、②に該当する子ども
 - ①満3歳以上の小学校就学前の子ども
 - ②満3歳未満の市民税非課税世帯の子ども
- (3)保護者のいずれも就労等の「保育の必要性」がある

※「施設等利用給付認定」の手続きについては、お住まいの区役所の保健子ども課にお問い合わせください。

対象となる活動

- 一般保育の保育
- 一般保育の保育及び送迎
- 病児保育の保育
- 病児保育の保育及び送迎
- 病児保育の保育及び受診代行
- 病児保育の受診代行
- 病児保育の受診代行及び送迎

対象外の活動

- 一般保育の送迎のみ
- 病児保育の送迎のみ
- 顔合わせ
- キャンセルしたもの

※子どもの預かりを行わないものは、無償化の対象外です。

対象となる金額

○「報酬」のみが無償化の対象

※キャンセル料、交通費、食事・おやつ代等については、無償化の対象外です。

ファミリー・サポート・センター事業の利用料の償還払いの手続きについて

施設等利用給付認定の有効期間中は、利用料が無償化の対象となります。（上限額の範囲内で償還払い）

利用料を協力会員にいったん支払った後、熊本市保育幼稚園課へ請求書に活動報告書を添付して提出してください。

請求時期等は、別途熊本市ホームページ等でお知らせがありますので、活動報告書は失くさないように保管してください。活動報告書の再発行はできませんので、ご注意ください。

【無償化（償還払い）の流れ】



子ども1人あたりの利用料について（熊本市の場合）

償還払いの請求書には、子どもひとりひとりについて利用金額を記入します。

きょうだいで預けた場合、子ども1人あたりの利用料は、次のとおりとしますので、償還払い用の請求書には、活動報告書から次の方法で計算した金額を記入し請求してください。

○きょうだいで預かりを利用した場合

子ども1人あたりの利用料 = 報酬（利用料）÷ 子どもの数
 但し、1円未満の端数は、最も年齢が下の子どもの利用料とする。

例：子ども2人（子A：5歳 子B：3歳）を土曜日に2.5時間預けた場合。

実施日	○年 ○月 ○日 土 曜		
子どもの名前等	名前	年齢	体温
	○○ 子A	5歳	
援助内容	○○ 子B	3歳	
	一般保育・病児保育 迎え（送り）・保育・受診代行 時間 内容		
〈報酬等〉		金額	
報酬（キャンセル料）		2,625	
★交通費		200	
★食事・おやつ		300	
★その他		0	
合計		3,125	

報酬（利用料）：（700円+350円）×2.5時間=2,625円

[子ども1人当たりの料金]

2,625円（報酬）÷2人（子どもの人数）=1,312.5円

↓1円未満は、年齢が下の子どもの分とするので...

子Aの分...1,312円

子Bの分...1,313円

※ 他の市町村のファミリー・サポート・センターを利用された場合の子ども1人あたりの利用料金の算出方法については、利用された自治体にお問い合わせください。

【償還払い用請求書の利用料の記入方法】

（子Bの分を請求する場合）

5. 認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

償還払い用請求書 （抜粋） 利用年月日	認可外保育施設 に支払った 月額利用料 （保育料） （a）※2 ※3	一時預かり事業、病 児・病後児保育事業、 ファミリー・サポ ート・センター事業に支 払った月額合計利用料 （b）※2	支払額合計 （c=a+b）	月額上限額 （d）※4	請求額 （cとdを比較して 小さい方）
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

子Bの1か月分の利用料を記入する。
 ※ファミリー・サポート・センター、一時預かり、病児保育等の利用料を合計した金額。

活動報告書の注意点

実施日	○年 ○月 ○日 土 曜		
子どもの名前等	名前	年齢	体温
	○○ 子A	5歳	
援助内容	○○ 子B	3歳	
	一般保育・病児保育 迎え（送り）・保育・受診代行 時間 内容		
〈報酬等〉		金額	
報酬（キャンセル料）		2,625	
★交通費		200	
★食事・おやつ		300	
★その他		0	
合計		3,125	
令和○年○月○日			
熊本市：ファミリー・サポート・センター<熊本>			
会員番号	氏名（自署及び印）		
12345	協力会員	熊本 太郎	熊本
67890	依頼会員	肥後 花子	

全てのチェック項目にが入るか確認してください。足りない項目は、協力会員に追記・修正を依頼してください。

【チェックポイント】

- ①：子どもの名前はフルネームで記入してある
- ①：子どもが年齢を記入してある
- ②：活動の内容に○がついてある
- ③：報酬とその他の金額を分けて記入してある
- ③：報酬は正しい金額である
 （※訂正がある場合には、訂正印が押してある）
- ④：清算した日付の記入がある
- ⑤：協力会員の氏名はフルネームで記入してある
- ⑤：協力会員の押印がある
- ⑥：依頼会員の氏名はフルネームで記入してある

お問い合わせ先

- 活動報告書について
- ファミリー・サポート・センター<熊本> ☎345-3011
 - 熊本市 子ども支援課 ☎328-2158
- 対象の利用料について
- 熊本市 子ども支援課 ☎328-2158
- 給付の認定について
- 各区役所の保健子ども課
 中央区 ☎328-2421
 東区 ☎367-9130
 西区 ☎329-6838
 南区 ☎357-4135
 北区 ☎272-1104
- 無償化の制度や償還払いについて
- 熊本市 保育幼稚園課 ☎328-2568